

相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）
改良事業に係る導水施設整備工事

設計図書等に関する質問に対する回答書

令和2年12月

横浜市水道局

この回答書は、相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の設計図書等に関する質問に対する回答を記載したものです。
なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年10月27日（火）調達公告から
令和2年11月18日（水）午後5時まで

設計図書等に関する質問： 192 件

1 入札説明書	18 件
2 設計書	13 件
3 要求水準書	119 件
4 工事請負契約約款（設計・施工一括）及び特約条項	3 件
5 設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書	39 件
合計	192 件

1 入札説明書に関する質問： 18 件

1 競争入札に付する事項	5 件
2 入札参加資格	7 件
3 入札参加の手續	0 件
4 入札参加資格の確認	0 件
5 入札参加資格の喪失	0 件
6 入札に必要な書類を示す場所	0 件
7 入札説明書の交付等	0 件
8 入札及び開札等	2 件
9 入札の無効	0 件
10 技術資料等のプレゼンテーション及びヒアリング並びに技術資料の審査 並びに技術評価点及び価格評価点の算出	0 件
11 落札者の決定	0 件
12 入札保証金及び契約保証金	0 件
13 総価契約単価合意方式	2 件
14 契約金の支払方法	2 件
15 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約	0 件
16 その他	0 件
17 Summary	0 件

2 設計書に関する質問： 13 件

1 設計書鑑（工事概要・設計金額）	3 件
2 本工事内訳書	10 件

3 要求水準書に関する質問： 119 件

第1	総則	3 件
	1 要求水準書の位置づけ	0 件
	2 本工事の概要	0 件
	3 請負人に求める役割	0 件
	4 工事目的物	3 件
第2	基本要件	15 件
	1 工事目的物の引渡しと施設運用形態	3 件
	2 水理条件	0 件
	3 工事用地	12 件
	4 地下埋設物	0 件
	5 土質条件	0 件
第3	工事目的物の要求水準	43 件
	1 共通事項	4 件
	2 シールド内管路	5 件
	3 接続管路	15 件
	4 接合井	9 件
	5 管理人孔（(M1)旧旭・瀬谷SC人孔）	10 件
第4	仮設工及び付帯工の要求水準	14 件
	1 仮設工	7 件
	2 付帯工	7 件
第5	業務仕様	24 件
	1 共通仕様	7 件
	2 設計に関する仕様	11 件
	3 施工に関する仕様	6 件
第6	セルフモニタリング	2 件
	1 目的	0 件
	2 時期及び内容	2 件
	3 結果の報告	0 件
別紙		17 件
	別紙1 施設運用形態	1 件
	別紙2 工事用地平面図	7 件
	別紙3 工事目的物平面・断面図（参考図）	2 件
	別紙4 既設相模湖系導水管路（φ900mm区間）布設替えの施工順序（参考）	1 件
	別紙5 参考資料の貸与	0 件
	別紙6 リスク分担表	4 件
	別紙7 業務体制図	1 件
	別紙8 衛生管理に関する特記仕様書	0 件
	別紙9 横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書	1 件
その他		1 件

4 工事請負契約約款（設計・施工一括）及び特約条項に関する質問： 3 件

1	工事請負契約約款（設計・施工一括）	3 件
2	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る 導水施設整備工事の契約に関する特約条項	0 件
3	請負代金の支払に関する特約条項	0 件
4	調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項	0 件

5 設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書に関する質問： 39 件

1	適用	0 件
2	用語の定義	0 件
3	スケジュール	0 件
4	技術提案の評価項目	0 件
5	技術提案等の評価基準	0 件
6	技術資料等の作成方法	0 件
7	技術資料等の提出方法	2 件
8	技術資料等の作成に関する質問及び回答等	3 件
9	落札者決定手順	2 件
10	入札参加資格の確認	0 件
11	入札について	0 件
12	欠格要件	0 件
13	予定価格及び調査基準価格	0 件
14	総合評価落札方式による評価の方法	0 件
15	技術資料のプレゼンテーション・ヒアリングに関する事項	0 件
16	落札者の決定方法	0 件
17	評価結果等の公表	0 件
18	落札者の設計及び施工方法等	0 件
19	技術提案等の責任の所在	0 件
20	技術提案等が達成されなかったときの取扱い	0 件
21	評価結果に対する苦情申立て	0 件
22	その他	0 件
	別紙 1	9 件
	別紙 2	0 件
	別紙 3	23 件

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
1	入札説明書	1	1	(5)			完成期限「令和15年3月31日」については、技術提案の「工期短縮」を反映した約定工期に書き直されるという解釈でよろしいでしょうか。	完成期限は、本工事の完了の期限を示したものであり、請負人が提案する工期短縮による工事の完了見込み期間に置換されるものではありません。ただし、相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の契約に関する特約条項第5条のとおり、請負人は、技術提案等に基づき設計及び施工する必要があり、請負人の責に帰すべき事由により技術提案等が達成されなかった場合は、同第6条のとおり、請負人は違約金を支払わなければなりません。
2	予定価格	1	1	(6)			本工事の予定価格の算出に当たっては、令和2年6月22日付け及び令和2年7月7日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知に基づき「令和2年度水道施設整備費に係る歩掛表」が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	水道局では、発注手続時点で反映可能な最新の「水道施設整備費に係る歩掛表」を適用しており、例年、12月頃の調達公告工事から、当該年度の改訂版が適用されます。したがって、本工事においては、令和元年度版が適用されます。
3	設計について	1	1	(10)			設計の主たる部分につきまして、ご教示願います。	設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等、並びに解析業務等における手法の決定及び技術的判断をいいます。
4	設計見積書の作成方法	1	1	(10)			設計に関する見積書の書式及び必要となる記載事項をご教示願います。	見積書の書式は、任意です。記載事項は、見積書提出日、宛名、予定設計受託者名、見積金額、有効期限及び件名は必ず記載するものとし、その他の数量等は任意です。
5	競争入札に付する事項	1	1	(10)			「予定設計受託者に設計の主たる部分を行わせる・・・場合、予定設計受託者から提出された・・・見積書を提出し、」とあるが、予定設計受託者の見積書の提出時期は、入札参加者が請負人となった時と考えて良いでしょうか。	入札説明書第8項第2号ア(ウ)、イ(ア)及びウ(ア)のとおり、入札書提出の際に添付してください。
6	配置予定技術者	3	2	(2)	ク		「現場施工に着手するまでに本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする」と記載されています。不可抗力により他の工事の工期が延びた場合は、どのように対処すればよろしいでしょうか。	他工事の工期延期が工事請負契約約款（設計・施工一括）第30条に定める不可抗力による場合又は請負人の責めによらない場合は、請負人と水道局との協議により決定します。
7	配置予定技術者	3	2	(2)	ク		着工時は出来高金額が少ないので、コスト削減を図るため代表構成員以外、もしくは代表構成員と第〇位構成員以外の配置予定技術者は、他の工事に従事していてもよろしいでしょうか。	出来高金額に関わらず、現場施工に着手している場合は、建設業法、監理技術者運用マニュアル及び入札説明書に準じて、適切に技術者を配置してください。
8	配置予定技術者	3	2	(2)	ク		着工時、竣工前等で工事の出来高金額が少ない場合は、コスト削減を図るため代表構成員のみ、もしくは代表構成員と第〇位構成員のみの技術者配置でもよろしいでしょうか。	No.7の回答のとおりです。
9	入札参加資格	3	2	(3)	ウ	(エ)	「シールド工法による～詳細設計を行った経験」とありますが、詳細設計を行った確認方法について、テクリスに記載がない場合でも議事録等に氏名が記載されていれば可能と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	テクリスに当該技術者の氏名が登録されていない場合、当該技術者が当該業務に従事したことの証明にたる資料（発注者印等で発注者が確認又は承諾したことが確認できる資料又は発注者が発行し、かつ発注者が発行したことが確認できる資料等）により代えることができます。
10	入札参加資格	4	2	(4)	ア		「・・・入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、・・・実績を有すること」とあるが、完成とは、詳細設計を実施した工事の完成ではなく、詳細設計業務の完了（納品）をいうと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札参加資格	4	2	(4)	ウ		「・・・必要な場合は担当技術者を配置できること」とあるが、担当技術者は、入札参加者及び予定設計受託者が必要と考えなければ、入札参加申し込み時点での届け出は不要と考えて良いでしょうか。	入札説明書第3項第3号ア(ア) t 中カッコ内のとおり、担当技術者をもって入札参加資格を満たす場合のみ配置担当技術者届出書（様式5号）の提出が必要となり、それ以外の場合は不要です。
12	入札参加資格	4	2	(4)			「入札参加者が・・・設計の主たる部分を自ら行わない場合は、・・・設計受託者に設計を委託すること。」とあるが、予定設計受託者に設計の主たる部分を委託した上で、入札参加者が設計受託者と設計共同企業体を組成せずに自ら設計の一部を行うことやその一部を別の会社に設計委託することは可能と考えて良いでしょうか。	管理技術者及び照査技術者の適正な運用及び設計業務の適正な履行が確保される場合は、水道局は、請負人が執る当該業務体制を制限しません。
13	工事費内訳書の作成方法	9	8	(2)	ア	(イ)	入札説明書には、「工事費内訳書とは、本市が工事ごとに定めた設計書のうち、本工事内訳書に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているものをいう。」とあります。本工事費内訳書の項目及び数量をご教示願います。	設計書中の本工事内訳書の項目及び数量（一式）のとおりです。
14	工事費内訳書の作成方法	9	8	(2)	ア	(イ)	本工事費内訳書の項目及び数量をご提示頂けない場合の工事費内訳書の記載方法につきましてご教示願います。	設計書中の本工事内訳書の項目及び数量（一式）に準じた項目及び数量を記載してください。本工事内訳書以下の階層（第〇〇号内訳書等）の項目及び数量は不要です。
15	総価契約単価合意方式	11	13				総価契約単価合意方式は、調査設計費にも適用し、請負契約締結時は、調査設計費のみの単価合意協議を行うと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	総価契約単価合意方式	11	13				総価契約単価合意方式は、請負人の申し出により、発注者に実施設計が承認された部分から、何度でも段階的に工事費の単価合意協議を行うことが出来ると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、みだりに分割して単価合意書を締結することは認めません。

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
17	契約金の 支払方法	11	14	(1)			「前払金は、・・・請負契約締結時に別途定める・・・各会検年度の出来高予定額の・・・の額を支払う。」とあるが、出来高予定額は、入札参加者の提案工程に合わせた出来高と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、出来高予定額は、契約締結時に要求水準書第5の1(2)アで規定する出来高予定額に基づいて、水道局と請負人との協議により決定します。
18	契約金の 支払方法	11	14	(1)			前払金は、会計年度毎に出来高予定額に対して支払を請求出来ると考えて良いでしょうか。	No.17の回答のとおりです。

2 設計書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質問	回答
1	積算基準 年度	2		設計書には、適用年版 令和2年7月1日基準と記載されていますが、積算基準及び機械損料表の年度は、令和元年、令和2年のどちらと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	予定価格の算定においては、発注手続時点で反映可能な最新の年版を適用しています。積算基準及び機械損料表の適用年版は、令和元年です。
2	週休2日 補正区分	2		設計書には、週休2日補正なしと記載されていますが、要求水準書P29には、発注者指定型週休2日制確保モデル工事となっています。どちらと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	本工事は、「週休2日制確保モデル工事」の対象です。請負代金への反映は、工事完了時の達成割合に応じた補正係数により行います。 なお、令和3年4月1日以降に契約を締結する本工事においては、「横浜市週休2日制確保モデル工事実施要領」において、「モデル工事」を「適用工事（発注者指定）」と読み替えて適用する「横浜市週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領」を適用します。契約締結後の週休2日制確保の実施は、同要領の運用に準じて、任意です。
3	設計金額	2		工事予定価格決定に係る数量及び単価をおし頂けませんか。	請負人が設計し、計上してください。
4	本工事内 訳書	3		工事費(設計)のうち、「測量、地質調査、詳細設計」に該当する価格は、各々の直接人件費、各種経費、各種間接費、一般管理費を含んだ『測量業務価格、地質調査業務価格、設計業務価格』と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	本工事内 訳書	3		供用日数を算出する際、雨の影響を受ける工種及び受けない工種の不稼働係数(供用係数)についてご教示願います。	予定価格の算定における不稼働係数は、降雨の影響を受ける工種については1.81、降雨の影響を受けない工種については1.54です。
6	工事費 (設計) の詳細内 訳	3		設計で見込まれている内容(工種及び数量)をご教示ください。	No.3の回答のとおりです。
7	内訳書	3~ 7		設計書内に本工事内訳書までしか提示されていません。官積算をするため、各項目の工種毎に数量が記載されている内訳書をご提示ください。	No.3の回答のとおりです。
8	単価表	3~ 7		設計書内に本工事内訳書までしか提示されていません。官積算をするため、内訳書の他単価表をご提示ください。	No.3の回答のとおりです。
9	本工事内 訳書	5		要求水準書P17(2)ア(7)にある川井浄水場既設相模湖系導水路φ900mm区間をφ1500mmの管路に布設替える工事費は、P.5「付帯工 川井浄水場」に計上すると考えてよろしいでしょうか。	任意です。 なお、予定価格の算定においては、φ900mm区間の撤去については付帯工、φ1500mm配管については接続管工に計上しています。
10	防音工	6		防音工の損料期間は、シールド一次覆工迄、それとも2次覆工迄のいずれでしょうか。ご教示願います。	No.3の回答のとおりです。
11	材料費 (管材費 以外)	7		材料費(配管材費以外)とは、項目が不明です。ご教示願います。	材料費(管材費以外)とは、全額が率計上の共通仮設費及び現場管理費の対象となる管布設工に係る材料費です。入札にあたって、当該項目への計上品目は任意です。 なお、予定価格の算定において、当該項目には、ポリエチレンスリーブ、明示シート及び明示テープ等を計上しています。
12	本工事内 訳書	7,8		間接工事費の算定にあたり、処分費等の他、一般管理費のみ対象とするものなど、管理費区分の設定をされている項目がありましたらご教示願います。	令和元年度版 水道施設整備費に係る歩掛表のとおりです。
13	本工事内 訳書	全 般		共通仮設費のうち技術管理費には、X線検査、水圧試験、六価クロム溶出試験、水素イオン濃度測定に関する項目が計上されていると考えてよろしいでしょうか。	No.3の回答のとおりです。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
			第1	第2	第3	第4	イ	オ		
1	工事的目的物	3	第1	4					要求水準書(案)から(C6)旭・瀬谷接続管(2)の附帯物である仕切弁が削除されていますが、その理由を教えてください。また、このことにより別の場所にバルブ等が必要になる場合には、設置箇所、仕様についてご指示ください。	当該仕切弁は、運用上不要であるため、工事的目的物から除外しています。
2	工事的目的物	3	第1	4					表1-2にあります、バタフライ弁について、バルブを設計する上での最高使用圧力を教えてください。	バタフライ弁を設置する管路がφ400mm以上の場合は10k仕様、φ300mm以下の場合は7.5k仕様です。
3	工事的目的物	4	第1	4					(C13)付帯；切換弁は、シールド内連絡管から既設工水分水井への導水を遮断することを目的としているという解釈でよろしいでしょうか。	当該切換弁の目的は、以下のとおりです。 ・先行運用時(S2及びC13まで施工が完了している場合に限る。)及び通常運用時；分水井から既設工水分水井で池直送管(以下「直送管」という。)東側へ送水が可能で、かつ直送管からC13への逆流が生じない状態を確保する。 ・臨時運用時；C13から分水井への導水が可能で、かつC13から直送管東側への流入が生じない状態を確保する。
4	施設運用形態	6	第2	1					導水管路の運用前洗浄及び運用切替は、管理者である水道局殿が実施するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	施設運用形態	6	第2	1					新設導水管の運用前管路洗浄については、原水を1回入れ替えることを想定しているということでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	施設運用形態	6	第2	1					新設導水管の運用前管路洗浄においては、流速等の規定がないことから、管末にある排水施設の能力に応じた排水洗浄を実施する必要があるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	工事用地	7	第2	3	(1)	イ			ご指定の工事用地内に現場事務所を設置することは可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。ただし、要求水準書第2の3(1)オを遵守してください。
8	工事用地	7	第2	3	(1)	オ			「緊急時他の場合はこの限りではない。」とありますが、緊急事態とはどのようなことを想定されていますか。	不可抗力及び人命等に係る重大な事故が発生した場合を想定しています。
9	工事用地	7	第2	3	(1)				各々の工事ヤードで使用する工事用水は、加入金免除と考えるとよろしいでしょうか。	水道メーターの加入金は、免除します。
10	工事用地へのアクセス	8-9	第2	3	(2)-(6)				各工事用地内への出入りにおいて、車両の台数に制限があればご提示ください。	制限はありません。ただし、西谷浄水場内の通行については、水道局及び要求水準書第1の2(6)表1-1に示す「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事」(設計・施工一括発注方式(DB方式)適用工事)の請負人と調整してください。
11	公有地	8	第2	3	(3)	ア			公有地内は「水道局が当該用地を有償で取得する。」とありますが、受注者側は無償で貸与できると考えてよろしいでしょうか。	水道局が取得した公有地を、請負人が第三者に貸与することは認めません。 なお、水道局が当該用地を取得した場合、請負人は当該用地を無償で使用できます。
12	工事用地	8	第2	3	(3)	ア			貴市が当該用地を有償で取得と記載がありますが、想定されている期間・費用をお教えください。	取得費用は、未定です。取得後、当該用地は水道局の所有地となり、請負人は本工事が完了するまで当該用地を使用できます。
13	公有地	8	第2	3	(3)	イ			「公有地に(C1)シールド内導水管を敷設しない場合、当該用地を資材置場等の用途に使用できない」とありますが、工事的目的物の施工に必要なヤードとしての使用は可能でしょうか。	公有地に工事的目的物を占有しない場合、水道局は当該用地を取得しません。この場合、使用用途の如何に関わらず、請負人は当該用地を使用できません。ただし、請負人の責任において、当該用地の所有者から購入又は賃貸借契約を締結して使用することについて、水道局はそれらの行為を妨げません。
14	工事用地	9	第2	3	(3)	イ			公用地内の立坑を省略し、シールド内導水管が公用地内を通過する場合は、有償で取得できるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、水道局が当該用地を取得した場合、水道局は当該用地の維持管理を行う必要があるため、公有地立坑を築造しないにも関わらず、工事的目的物を公有地に占有する合理的な理由がない場合は、当該占有を認めません。
15	既設埋設管との離隔	9	第2	3	(4)	エ			「既設埋設管との離隔について水道局と協議を行うこと。」と記載がありますが、既設管との一般的な最小離隔寸法を縦断交差時、下越し時、上越し時、それぞれご教示願います。	各占有状況において、既設管との最小離隔寸法は30cmを原則としますが、施工方法及び施工時の影響を考慮して必要な離隔を確保してください。
16	既設埋設管との離隔	9	第2	3	(4)	エ			新設管にコンクリート防護を設けた際の、既設管との一般的な最小離隔寸法を縦断交差時、下越し時、上越し時、それぞれご教示願います。	各占有状況において、既設管との最小離隔寸法は30cmを原則としますが、施工方法及び施工時の影響を考慮して必要な離隔を確保してください。
17	工事用地	9	第2	3	(5)	イ			工事用地(鶴②及び③)へのアクセスは、任意と記載がありますが、鶴①から②、②から③へのアクセスは可能と考えるとよろしいでしょうか。	現在は、鶴①から鶴②へ、鶴②から鶴③へ既設の仮設階段を用いて徒歩でアクセスできます。本工事期間中においては、請負人は各用地間に仮設道路等を築造して任意にアクセスできます。
18	工事用地	9	第2	3	(5)	イ			工事用地(鶴②及び③)へのアクセスは、任意と記載がありますが、鶴①から②、②から③間を圧送管等を埋設又は敷設することは可能でしょうか。	可能です。 なお、圧送管等を埋設する場合、既設管との離隔は、No.15及びNo.16の回答のとおりです。
19	耐震性能	10	第3	1	(2)				「水道施設耐震工法指針・解説」では、立坑のレベル2地震動では、「一部の部材が塑性化しても、漏水が発生しない限界の状態」とあるので、一部部材の塑性化は許容されるでしょうか。	仮設である立坑の設計は任意です。立坑を工事的目的物に転用する場合の耐震設計の考え方は、ご理解のとおりです。ただし、塑性化は、部材に発生する断面力が最大耐力を超過しない範囲に限ります。また、計算手法は水道施設耐震工法指針・解説に準じます。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
20	鋼管の耐用年数	10	第3	1	(3)		「相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う基本設計業務委託 報告書（p 88）」では、鋼管の耐用年数は60年とされており、「横浜市水道局個別保全計画」に定められている仕様の鋼管を採用した場合の耐用年数と理解しています。要求水準書 p 10には、管路の耐用年数は80年と示されているので、鋼管を採用する場合には、「横浜市水道局 個別保全計画」の仕様から、腐食代を見込むことや塗装仕様のグレードを上げて、80年の耐用年数を確保することが必要となるとの考えでよろしいでしょうか。	老朽化の進行は、管種、布設方法及び埋設環境等により異なることから、それらを適正に評価した上で、目標耐用年数を満たすために腐食代の検討及び高グレードの塗装塗布等の措置が必要であれば、実施してください。
21	耐用年数	10	第3	1	(3)		鋼製製品（可とう管等）の耐用年数は、何年を想定されているのでしょうか。	水道局において、鋼製製品（可とう管等）の耐用年数は設定していません。なお、材質に関わらず、本工事における管路の目標耐用年数は80年、構造物の目標耐用年数は100年です。ただし、機器類を除きます。
22	目標耐用年数	10	第3	1	(3)		「管路の目標耐用年数は80年」とありますが、弁類に関しては機器扱いとして適用除外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	管材料	10	第3	2	(1)	エ	シールド内配管材料の水道用ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 113）において、本事業で貴局が設定されている、動水勾配及び、流速係数をご教授ください。	流速係数は、水道施設設計指針に準拠した範囲内で設定してください。ただし、通常運用においては、長期使用を踏まえ管路の経年劣化を想定し90とします。動水勾配は、要求水準書第2の2に基づいて適切に検討してください。
24	共通事項	10	第3	2	(1)	ウ	「管路とセグメントの間隙には充填材を充填すること」とありますが、充填材として「ダクタイル鋳鉄管によるトンネル内配管の設計と施工：日本ダクタイル鉄管協会」に準じ、圧縮強度0.5～1.5N/mm程度のエアミルク、エアモルタル、セメントベントナイトモルタル等を考えればよろしいでしょうか。その他の仕様などがありましたら、ご指示をお願いします。	ご理解のとおりです。指定の仕様はありません。
25	接続管路	10	第3	2	(1)	エ	「管材料」とは、直管及び異形管という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	シールド内導水管	11	第3	2	(2)	表3-3	表3-3の要求事項にあります、ダクタイル鋳鉄管US形R方式（JDP A G 3002-2）には、外径の異なる区分A,Bがありますが、どちらを採用すればよいか、ご指示をお願いします。	ダクタイル鋳鉄管US形R方式（JDP A G 3002-2）の区分Aを採用してください。
27	シールド内導水管	11	第3	2	(2)	表3-3	表3-3の要求事項にあります、ダクタイル鋳鉄管US形R方式（JDP A G 3002-2）は、角度付き直管については4種管しか規定されていません。規格外品になりますが、2種管相当以上のもの作成した場合、角度付き直管を使用することは可能でしょうか。	可能です。
28	電動バタフライ弁	11	第3	3	(2)	表3-3	(C1)川井接続管(1)、(C2)川井接続管(2)の要求事項には電動バタフライ弁の設置がありますが、設置時にバイパス管を設けるか、もしくは充水機能を有する弁を設置するかどちらかでよろしいでしょうか。また、当該弁で流量調整を行う場合は水理条件(最大及び最小流量と弁1次・2次圧)をご指示願います。	バタフライ弁は、要求水準書第5の1(1)エに準じて、副弁内蔵式バタフライ弁（フランジ形）を使用してください。流量調整機能に係る水理条件は、要求水準を満たすように設定してください。
29	接続管路	11	第3	3	(1)	イ	「管材料は原則、水道用ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 113及びJWWA G 114）の2種管相当以上とすること」とありますが、JWWA G 113,114の準拠品であれば、正規の規格品でなくても適用可能でしょうか。（例：受口US形-挿口S形直管、一受(UF形)二フランジT字管）	適用可能です。
30	管路の耐用年数	11	第3	3	(1)	イ	現場状況に応じてダクタイル鋳鉄管の配管設計が困難な場合は、鋼管を使用することが可能と示されています。鋼管の耐用年数は、「相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴う基本設計業務委託 報告書（p 88）」に示される60年との理解でよろしいでしょうか。	No. 20の回答のとおりです。
31	弁室の上部構造	11	第3	3	(1)	オ	「埋設バルブ設置部には、原則として弁室を設けること。」と記載されております。弁室の上部構造は、「横浜市水道局設計標準図」図番3-2-3『N S形充水機能付きバタフライ弁室築造工図』と同様に、人孔鉄蓋＋人孔床板塊を使った形状が望ましいでしょうか。また、同図集図番3-2-5『N S形充水機能付きバタフライ弁室設置工図』と同様な、人孔鉄蓋＋レンジコンクリート弁室を用いる形式が望ましいでしょうか。	本工事で使用する副弁内蔵式バタフライ弁（フランジ形）の弁室は、人孔鉄蓋＋人孔床板塊の形状です。
32	接続管路	11	第3	3	(1)	キ	「不平均力に耐える構造とすること。」とありますが、不平均力とはどのような状況を想定されていますか。	管内の水圧によって、異形管等の管防護コンクリート等が必要な状況をいいます。
33	水圧試験	11	第3	3	(1)	ク	「水圧試験は、水圧試験用テストバンドを使用できる全継手部に実施すること」とありますが、あくまでもテストバンドの機能を発揮することができる継手部で実施するということがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	接続管路	11	第3	3	(1)		弁室、流量計室内に操作架台または弁室頂版に開閉台を設置する必要がありますか。操作架台を設置する場合の材質は、鋼材はステンレス、床版はFRP製のグレーチングでよろしいでしょうか。	操作架台及び開閉台、並びにそれら材質は、要求水準書第3の1(1)を踏まえ、必要であれば適切に設計してください。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
			第3	3	(2)	表3-4			
35	鶴ヶ峰第二接合井	13	第3	3	(2)	表3-4	C11	C11を鶴ヶ峰第二接合井又は鶴ヶ峰着水井に接続する場合は、補修・補強工事も同時に行われるものと推測しますが、補修・補強工事は別途工事という理解でよろしいでしょうか。	C11を鶴ヶ峰第二接合井又は鶴ヶ峰着水井に接続する場合、補修及び補強工事は、本工事の範囲内です。
36	接続管路	13	第3	3	(2)	表3-4	C13	既設管に接続する箇所は、不断水切替弁ではなく、分岐箇所の下流側もしくは上流側に不断水バルブを設置し、分岐部の止水を行い、断水にて分岐管とバルブを設置する案を採用してもよろしいでしょうか。	No.3の回答の目的を果たす場合は、不断水切替弁の設置に限りません。
37	弁室	13	第3	3	(2)	表3-4	C13	表3-4 C13に「接続部には、切換弁を有する」とありますが、この接続部切換弁部分には、弁室を構築するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	接続管路	13	第3	3	(2)	表3-4	C13	(C13) 工水接続管の要求事項について、「既設管との接続において、既設管の断水はできない」とありますが、既設管との接続を行うための弁の設置の際に断水できないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	接続管路	13	第3	3	(2)	表3-4	C13	(C13) 工水接続管の要求事項について、「接続部には切換弁を有する」とありますが、既設工水沈でん池直送管もしくはシールド内連絡管の接続部近傍に切換弁を設置するという解釈でよろしいでしょうか。	No.3の回答の目的を果たす構造であれば、切換弁の設置箇所は任意です。
40	接続管路	13	第3	3	(2)	表3-4	C14	既設5号配水池のドレーン管(φ800mm)の管中心高はTP+82.00になります。これに対して、接続先の既設雨水管(φ500mm)の管底高はTP+84.34になります。ドレーン管の高さよりも雨水管が上に位置するため、新規にC14接続管を布設しても、ドレーン管を空にすることができません。接続管は臨時運用時の管のため、上記の状況でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	接続管路	13	第3	3	(2)	表3-4	C14	(C14)「既設5号配水池ドレーン管(φ800mm)と既設雨水管(φ500mm)を接続する排水管路。」とありますが、接続先の管径が小さいですがよろしいでしょうか。	構いません。
42	接続管路	13	第3	3	(2)	表3-4	C14	(C14) 既設5号配水池ドレーン管(φ800mm)よりも接続先の既設雨水管(φ500mm)が高い位置関係となっております。新設人孔内のマンホールポンプ設置は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	マンホールポンプの設置予定はありません。
43	接合井	14	第3	4	(1)	ア		「接合井は水深3.0m～5.0m」とありますが、一方で、水道施設設計指針(日本水道協会)には「接合井流出管の流出口中心高は、低水位の管径の2倍以上低くする」とあります。この両者を満足させるために、流出管径2000mmを超える場合には、流出管を接合井の側面に配置することはできないという理解でよろしいでしょうか。	C4を川井新接合井の側面に配置する場合は、流出ピットの設置等により規定の水深を確保してください。
44	接合井	14	第3	4	(1)	ウ		流出部にはスクリーンを設置することと記載がありますが、仕様がございましたらご指示下さい。	任意です。要求水準書第3の1(1)を踏まえ設計してください。
45	接合井	14	第3	4	(1)	エ		「躯体は鉄筋コンクリート又はステンレス・・・、塗装は施さないこと。」とありますが、鉄筋コンクリート構造とステンレス構造の両方を対象としているのか、いずれか片方の構造を対象としているのかをご指示ください。	両者とも対象です。
46	接合井	14	第3	4	(1)	エ		「躯体は鉄筋コンクリート又はステンレス・・・、塗装は施さないこと。」とありますが、具体的な対象範囲として、原水が触れる内面もしくは土中にある外面またはその両方なのかをご指示ください。	内面の塗装を対象としています。ただし、外面の塗装について、定期的な塗替えが必要になる塗装は認めません。
47	接合井	14	第3	4	(1)	カ		転落防止柵の規格・仕様についてお教えてください。	任意です。要求水準書第3の1(1)を踏まえて設計してください。
48	接合井	14	第3	4	(1)			接合井について、寸法等のご指定は、ございますか。 (1)共通事項及び(2)個別事項の条件を満たしていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	接合井	14	第3	4	(1)			「水道施設設計指針2012：日本水道協会」P.135「4.2.7接合井」では、「流出管の流出口中心高は、低水位から管径の2倍以上低くする。」としています。上記基準を遵守すると、低水位から管中心まで2400mm×2=4800mmが必要となり、接合井の水深は最小でも6000mmが必要になります。要求水準書第3 4 (1)では、接合井の水深を3～5mとするとしているので、滞留部の水深は3～5mとし、流出部は深くし、水深6mを確保する構造にすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	将来付帯施設	14	第3	4	(2)	表3-5		別途工事とされる将来付帯施設から川井新接合井への具体的要求事項をご指示ください。	要求水準書第3の1(1)を考慮の上、水位計、粉末活性炭注入設備及び覆蓋の設置位置の確保等を要求します。
51	将来付帯施設	14	第3	4	(2)	表3-5		別途工事とされる将来付帯施設の工事時期について、本工事の工程と絡めてご指示ください。	水位計及び粉末活性炭注入設備については、通常運用時に必要なため、令和15年3月までに工事を実施します。工期は2年程度を予定しており、着工時期については本工事の請負人との協議によります。覆蓋の工事予定は、未定です。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
52	管理人孔	14	第3	5	(1)		「空水機能の付帯は、別途工事」とありますが、空水作業を実施する施工業者が別途、排水設備（ポンプ、配管）の振動対策、損傷防止対策を行うため、本事業で施工する配管には特別の対策を講じる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	管理人孔	14-15	第3	5	(2)	エ、カ	エ「頂版及び・・・計2箇所以上の開口を設けること」、カ「頂版に設置する人孔蓋は、雨水等が浸入しない密閉性を有するものとする」とありますが、頂版部の資機材搬入用開口蓋については、防水シート等で覆うなど、補助材料等による雨水侵入防止対策を実施すると考えてもよろしいでしょうか。	雨水の侵入防止方法は、任意です。要求水準書第3の1(1)を踏まえて設計してください。
54	管理人孔	15	第3	5	(2)	オ	転落防止柵の規格・仕様についてお教えてください。	任意です。要求水準書第3の1(1)を踏まえ設計してください。
55	管理人孔	15	第3	5	(2)	キ	手摺の規格・仕様についてお教えてください。	任意です。要求水準書第3の1(1)を踏まえ設計してください。
56	管理人孔	14	第3	5	(2)	キ	「最下層まで降下するための階段を設置し、手摺りを設けること」とありますが、最下層とは導水管、ピット、バルブ等のある階層を指すと考えてよろしいでしょうか。この場合、最下層に設置スペースを確保する必要があり、立坑の平面形状が大きなることが想定されるため、最下層の階段については梯子式とすることは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。最下層への昇降手段は、原則、階段としますが、詳細設計における検討状況によっては、協議に応じます。
57	管理人孔	15	第3	5	(2)	ク	「底部に排水ピットを設け、人孔内に溜まった水をポンプ排水可能な構造とすること」とありますが、ポンプ・配管材料費及びポンプ設置工事等の設備工事は別途工事と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	管理人孔	15	第3	5	(2)	コ	仮設備と思われるが、照明設備、換気設備の規格・仕様・数量についてお教えてください。	請負人が設計する人孔の規模に応じて、適切に検討してください。
59	管理人孔	14	第3	5	(2)		バタフライ弁の操作架台、最下部のピット部の蓋を設置する必要はないでしょうか。	要求水準書第3の1(1)を踏まえ設計してください。
60	管理人孔	14	第3	5	(2)		管理人孔の内空寸法に規定がございましたら、ご教示願います。	任意です。ただし、旧旭・瀬谷SC内に収まる寸法に限りません。
61	管理人孔	14	第3	5	(2)		管理人孔頂版の上載荷重条件として、考慮すべき特別な荷重があればご教示願います。	考慮すべき特別な荷重はありません。
62	仮設工	16	第4	1	(1)	イ	「シールドの平面及び縦断線形は、【別紙3 工事目的物平面・断面図(参考図)】に示す線形を基本とし・・・」とありますが、平面図に曲線半径の記載がありません。貸与資料1基本設計図に示された値と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、基本設計図は参考資料です。詳細設計において要求水準の範囲内で最適な線形を設定してください。
63	仮設工	16	第4	1	(1)	イ	「シールドの平面及び縦断線形は、【別紙3 工事目的物平面・断面図(参考図)】に示す線形を基本とし、新たな占有協議や近接協議が発生するような線形の変更は認めない」とありますが、線形変更をした結果、近接構造物との離隔がシールドマシンの外径の1.5倍以上確保できていれば近接協議は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書別紙3の線形を変更する場合、以下の2点のような線形の変更は「新たな近接協議の発生」に該当しません。 ・既にシールド外径の1.5倍以上の離隔を確保している近接構造物に対して、さらに離隔を確保するような線形の変更。 ・近接構造物に対してシールド外径の1.5倍以上の離隔を確保しつつ、さらに離隔を狭めるような線形の変更。 なお、両者とも詳細設計で線形を確定する際に、近接協議は必要です。
64	シールド工	16	第4	1	(1)	ウ	本項目は道路管理者を問わず、シールド管路が構築されるすべての公道に対して適用されるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	仮設工	16	第4	1	(1)	オ	「シールドトンネル内空断面は(S1)シールド内導水管及び(S2)シールド内連絡管の管路が配管可能な内径を確保すること」とありますが、それ以外に導水管外面とシールド内面との離隔の最小値のような条件は無いと理解してよろしいでしょうか。すなわち、管路が配管可能な内径を確保することが内空断面の必要十分条件と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	仮設工	16	第4	1	(2)	ア	「土留め工は、任意仮設とする。」とありますが、指定された仮設工指針がありますでしょうか。	要求水準書第5の1(1)ウのとおりです。
67	仮設工	16	第4	1	(2)	ア	「土留め工は任意仮設とする。」とありますが、周辺への影響を考慮する際に、各立坑における土留壁の許容変位量をご教示ください。	請負人の責任において適正に設定してください。
68	仮設工	16	第4	1	(2)	イ	「土留め工の施工法は、・・・周辺への影響等を考慮の上、・・・」とありますが、土留め工の設計にあたり、近接する水道施設（管路、配水池等構造物）やその他の近接構造物の許容変位量の規定をご教示ください。	水道局が所有する施設の許容変位量については、当該施設の機能及び性状等に影響を及ぼさないように、請負人の責任において適正に設定してください。その他の近接構造物の許容変位量については、当該構造物の所有者の指示に従ってください。
69	付帯工	17	第4	2	(1)	エ	「原則として現況復旧を行う。」とありますが、発生土をそのまま埋戻しいいと理解してよろしいでしょうか。	発生土が良質土の場合、ご理解のとおりです。良質土でない場合は、改良土に置換する等の措置を講じてください。
70	工事用地全般	16	第4	2	(1)		供用中の各水道施設について、許容される沈下量や傾斜角があればご教示願います。	No.68の回答のとおりです。
71	川井浄水場内	17	第4	2	(2)	ア (イ)	「電動バタフライ弁に係る電気工事」には、弁の材料費及び弁の設置工事は含まないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。したがって、弁の材料費及び弁の設置工事は、本工事の対象です。

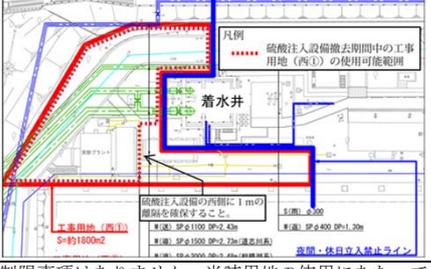
3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
			第4	2	(2)	ア	(イ)		
72	付帯工	17	第4	2	(2)	ア	(イ)	「電動パタフライ弁に係る電気工事は、別途工事とする。」とありますが、試運転確認は本工事で行われるのでしょうか。	電気工事に係る試運転は本工事の対象外ですが、弁本体の動作確認は本工事の対象です。
73	川井浄水場内	17	第4	2	(2)	ア	(エ)	「超音波流量計の設置及び流量計に係る電気工事」には、流量計の材料費、設置工事、電気工事費のいずれも含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	付帯工	17	第4	2	(4), (5)			「旧旭・瀬谷SC庁舎（支障となる基礎杭を含む。）、バイク置場、物置、その他・・・撤去する」、「工事用地（西①）内の実験プラント・・・撤去する」とありますが、設計が完了し施工に着手できる段階になれば、解体工事を実施できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	接合井	17	第4	2	(5)	ア		工事用地（西①）内の実験プラント・・・物置3棟を撤去すると記載がございますが、撤去時期等のご指示はございますか。	指定はありません。任意です。
76	工事着手	21	第5	1	(2)	ウ	ウ～オ	ウ「・・・全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完了したときに・・・」、エ「契約金額に対する詳細な工事費内訳書(以下「詳細内訳書」という。)を作成し提出しなければならない。・・・総価の変更がないように単価合意書を締結する。」、オ「詳細内訳書を水道局に提出し確認を受けた上で施工に着手しなければならない」とありますが、この「先行して施工する部分」とは「先行運用部分」全てということでは無く、例えば「西谷立坑」の設計が完了した場合、上記のプロセスを経て、「西谷立坑」の施工着手が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	総価の変更	21	第5	1	(2)	エ		設計コンサルタントの基本設計を基に詳細設計を行う中で基本設計からは推察できない数量増や施工範囲の増などが生じた場合、または、設計図書等からは推し量ることのできない施工条件が判明するなどの場合、【別表6 リスク分担表】（設計・施工）1）、3）に基づき、総価の変更に応じていただけるという認識でよろしいでしょうか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）及び要求水準書別紙6 リスク分担表に基づき、協議します。なお、貸与資料の取扱いは、要求水準書別紙5の7(6)のとおりです。
78	関係機関への手続き	23	第5	1	(4)	キ	(イ)	設計施工を進める際に協議することになる関係部局(警察、国交省、市の他の部局)に現時点で話を聞いてもよろしいでしょうか。	聞き取り先及び聞き取り内容によって個別に判断しますので、水道局と協議してください。
79	近隣	24	第5	1	(4)	ク	(イ)	「工事着手に先立ち、近隣住民との調整及び調査などを十分に行い・・・」とありますが、近隣住民等との間で事前に協議した事項等をご教示ください。	近隣住民との間で協議した事項はありません。ただし、西谷浄水場に関しては、北側の住民からプライバシー保護等のご要望をいただいています。
80	夜間の騒音・振動基準	24	第5	1	(4)	ク	(エ)	「騒音、振動、悪臭・・・工事が近隣生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。」とありますが、夜間作業における遵守すべき騒音・振動の基準をご教示ください。	要求水準書第5の1(1)(イ)及び(イ)並びに第5の1(1)イ(イ)に示す関係法令を遵守した上で、請負人の責任において適切な基準及び指標等を設定してください。
81	近隣配慮	24	第5	1	(4)	ク	(エ)	工事における近隣配慮には万全を期しますが、交通安全に関して特に配慮すべき重要な施設が御座いましたらご提示下さい。	技術提案の評価基準に関する質問であるため、実施要領書第8項第2号のとおり、回答できません。
82	近隣配慮	24	第5	1	(4)	ク	(エ)	「騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下及び交通渋滞、その他、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。」とありますが、騒音、振動に対して貸与資料以外で事前検討している資料が御座いましたらご提示下さい。	貸与資料以外にご提示できる資料はありません。
83	設計に関する仕様	25	第5	2	(1)	イ		報告書、報告書概要版のサイズはA4サイズと考えればよろしいでしょうか。	原則は、A4版での製本を想定しています。A3版の用紙を使用する場合は、A4版にZ折りして格納する予定です。
84	設計に関する仕様	26	第5	2	(2)	イ	(イ)	基準点測定の基準となるポイントは与えていただけるのでしょうか。	請負人の責任において適切な公共基準点を選定してください。
85	設計に関する仕様	26	第5	2	(2)	イ	(イ)	水準測定の基準となるポイントは与えていただけるのでしょうか。	請負人の責任において適切な公共基準点を選定してください。
86	土砂検定	26	第5	2	(3)	イ	(エ)	設計時の地質調査において、シールド路線上最大200m間隔以下で土砂検定試験実施することが要求されています。これらの土砂検定試験の結果によっては、発生土等の処分方法が大きく変わり、処分費に大きな影響を与えます。 今回の入札書や技術提案においては、追加された貸与資料12の6.発生土等の処理の考え方（参考）に準じて行い、設計時の土砂検定試験の結果に基づき、設計変更するということがよろしいでしょうか。	要求水準書別紙6 リスク分担表のとおり、請負人が実施する地質調査の結果が、要求水準書及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定不可能な結果である場合は、水道局のリスクであるため、総価の変更が伴う設計変更の対象となります。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
87	土砂検定	26	第5	2	(3)	イ	(エ)	設計時の地質調査において、シールド路線上最大200m間隔以下で土砂検定試験実施することが要求されています。これらの土砂検定試験の結果によっては、発生土等の処分方法が大きく変わり、処分費に大きな影響を与えます。 今回の入札書や技術提案に際しての土砂検定の前提条件は、各提案者が、発生土等の処理の考え方（前提条件）を設定して提案することによって、発生土等の処理の考え方（前提条件）があれば、ご教授ください。 また、その前提条件と設計時の土砂検定試験の結果が異なる場合は、その異なる部分は設計変更となると考えてよろしいでしょうか。	水道局の発生土等の処理の考え方は、貸与資料12のとおりです。ただし、貸与資料の取扱いは、要求水準書別紙5の7(6)のとおりです。したがって、入札者は、入札者の責任において発生土等の処理の考え方を設定してください。 設計変更については、No.86の回答のとおりです。
88	地質調査	26	第5	2	(3)	イ	(エ)	「シールド路線上、最大200m間隔で実施すること」とありますが、土砂検定試験の試験項目は、貸与資料に示された横浜埠頭株式会社建設発生土受入基準の39項目について実施することでしょうか。もしくは貸与資料にて基準値超過が報告されている砒素のみについて行うということでしょうか。	本市臨海部に搬出するシールド工による発生土等は、建設発生土受入手続（横浜市港湾局・横浜埠頭株式会社）に準じて、37項目の土砂検定を実施してください。 なお、立坑工及びその他開削工による発生土等を本市臨海部に搬出する場合も同手続に準じて土砂検定を実施してください。
89	地質調査	26	第5	2	(3)	イ	(エ)	「シールド路線上、最大200m間隔で実施すること」とありますが、貸与資料に示された既存調査結果を含める（既存調査箇所は実施済とする）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	設計に関する仕様	26	第5	2	(3)	イ		業務内容の(ア)から(エ)について、全て最大200m間隔で実施すると考えるのでしょうか。	要求水準書第5の2(3)イ(エ)に記載の「シールド路線上、最大200m間隔で実施すること。」は、土砂検定試験のみを対象としています。
91	影響検討	27	第5	2	(4)	ア	(カ)	近接する他企業構造物に対する影響検討として、FEM解析を実施する4か所とは、具体的にどの箇所でしょうか。	神奈川県内広域水道企業団送水管φ2000埋設部のうち、(S1)シールド内導水管との距離が最小になる箇所（要求水準書別紙3図番8、24）又は簡易計算法による予測沈下量が最大になる箇所、相鉄軌道部（同12、28）東海道新幹線軌道部（同13、29）、東京電力洞道φ4400埋設部（同15、31）、を想定しています。
92	近接する他企業構造物の影響検討	27	第5	2	(4)	ア	(カ)	FEM解析の対象箇所が4か所とございますが、具体的な場所をご教示願います。	No.91の回答のとおりです。
93	近接影響解析	27	第5	2	(4)	ア	(カ)	「FEM解析の対象箇所は4か所とする。」とありますが、発注者ご指定の箇所でしょうか。もしくは影響検討が必要な箇所4か所を受注者が選定し、発注者の承認を得たうえで実施することでしょうか。	No.91の回答のとおりです。
94	試掘工	29	第5	3	(4)			試掘調査に「請負人は、水道局との協議により試掘の位置等を決定すること。」とあります。設計で計上の、試掘工の数量をご教示願います。	請負人が設計し、計上してください。 なお、要求水準書第5の3(4)に記載の「水道局との協議」とは、重要埋設物等のき損事故等の防止を目的とした協議をいいます。
95	家屋調査	29	第5	3	(5)			家屋調査に「築造する立坑の影響範囲において、家屋調査を行うこと。」とありますが、設計で計上の『家屋調査』の内容は、打合せ協議、現地調査、事前調査を対象としていると考えてよろしいでしょうか。	家屋調査には、打合せ協議、作業計画書の作成、現地踏査、家屋事前調査及び家屋事後調査が含まれます。
96	家屋調査	29	第5	3	(5)			家屋調査は、事前・事後調査の何れも計上ですか。又、家屋調査は、事業損失防止施設に計上でしょうか。ご教示願います。	家屋調査の内容は、No.95の回答のとおりです。設計書上の計上項目は、事業損失防止施設費です。
97	家屋調査	29	第5	3	(5)			「影響範囲は、掘削底部より地上に向かって45度に立ち上がった円形の範囲」とありますが、掘削底部とは土留め壁の掘削底部（先端）ではなく立坑の床付け深度という理解でよろしいでしょうか。	土留め材を引抜き撤去する場合は、土留め材の先端から45度とし、撤去しない場合は、床付面から45度とします。ただし、要求水準書第4の1(2)クのとおり、土留め材は可能な限り撤去してください。
98	家屋調査	29	第5	3	(5)			家屋調査について、詳細数量をご教示願います。また、費用はいつれの項目に計上されていますか。	請負人が設計し、計上してください。 なお、設計書上の計上項目は、No.96の回答のとおりです。
99	産業廃棄物	29	第5	3	(6)	ウ		「地質調査の結果から・・・特別管理産業廃棄物として適切に処分すること」とありますが、特別管理産業廃棄物に該当する残土が発生すると想定される位置及びその量に関する資料をご教示ください。	要求水準書及び当該資料に定める参考資料によります。
100	時期及び内容	30	第6	2				「設計及び管理を行う」とありますが、実施する者を構成する企業としては設計企業でなくても良いと考えますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	セルフモニタリング	30	第6	2				本業務は施工監理とは別であり、監理は市側で実施されると考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	現況運用	別紙1						川井浄水場において現在既設接合井に導水される水には残留塩素は含まれているのでしょうか。含まれているのであれば、その目安をご教示願います。	既設川井接合井の上流側において、次亜塩素酸ナトリウムは注入していません。また、既設川井接合井に導水されている原水の残留塩素は、計測していません。 なお、将来、川井新接合井の上流側に次亜塩素酸ナトリウム注入設備を築造し、同薬品の注入を行います。詳細は、貸与資料1によります。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
103	既設相模湖系導水管路布設替え	別紙2	1/6				川井接合井の上流側に位置する既設相模湖系導水管路(φ900mm区間)布設替えの施工時における工事用地について、平面図上に工事用地としての明記がないため、施工時の使用可能範囲及び使用可能時期をご提示ください。	川井接合井の上流側に位置する既設相模湖系導水管路(φ900mm区間)周辺は、要求水準書別紙2(1/6)に示す工事用地外であるため、同第2の3(1)アのとおり、立坑(シールド工の発進又は到達立坑をいう。)及び資機材置き場等の用に供することはできません。ただし、布設替え等の施工は可能です。使用可能範囲は、当該区間の布設替え等に必要な合理的な範囲です。 なお、使用可能時期に制限はありませんが、当該区間の布設替えは、要求水準書第4の2(2)ア(7)に示す断水可能時期に限られます。
104	防音対策の仕様	別紙2	1/6-6/6				防音施設(防音ハウスやシート)の仕様をご教示下さい。	要求水準書を満足するように、適切に設計してください。
105	防音対策の位置	別紙2	1/6-6/6				防音対策(防音ハウスやシートなど)の設置に際し、近隣住民との協定など、設置位置や範囲に制約が御座いましたらご教示ください。	現時点では、近隣住民との協定等はありません。ただし、西谷浄水場に関しては、北側の住民からプライバシー保護等のご要望をいただいています。
106	工事用地平面図	別紙2	4/6				西谷浄水場内の硫酸注入設備について、R6年3月撤去予定、別途工事と記載がありますが撤去時期は記載通りと考えてよろしいでしょうか。	既設硫酸注入設備の撤去期限は令和6年3月ですが、撤去時期は要求水準書第1の2(6)表1-1に示す「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事」(設計・施工一括発注方式(DB方式)適用工事)の請負人の設計によります。
107	西谷浄水場工事用地(西①)	別紙2	4/6				工事用地(西①)において「硫酸注入設備(R6年3月撤去予定、別途工事)」とありますが、硫酸注入設備の撤去期間と撤去期間中における本工事で使用可能な工事用地の範囲についてご教示ください。 また、硫酸注入設備を新たに設置する場合は、その設置場所及び工事期間をご教示ください。	既設硫酸注入設備の撤去期間、並びに新設硫酸注入設備の設置場所及び施工期間は、要求水準書第1の2(6)表1-1に示す「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事」(設計・施工一括発注方式(DB方式)適用工事)の請負人の設計によります。ただし、既設硫酸注入設備の撤去期限は、令和6年3月です。また、新設硫酸注入設備の設置場所は、本工事で工事用地外です。 なお、既設硫酸注入設備の撤去期間中に本工事で使用できる範囲は、下図のとおりです。既設硫酸注入設備の撤去期間中は、当該施設の西側に1mの隔離を確保してください。 
108	工事用地平面図	別紙2	5/6				鶴ヶ峰配水池内工事用地(鶴②・③)について、旧配水池及び旧排泥池が残置されていますが荷重条件等の制限がございましたら、ご教示下さい。	制限事項はありません。当該用地の使用にあたっては、請負人の責任において安全確認を行ってください。 なお、鶴①及び②は埋戻しされており、舗装構成は貸与資料12のとおりです。また、鶴②に残置されている構造物は、旧配水池ではなく、旧排水池です。
109	工事用地平面図	別紙2	6/6				工水事務所用地外に導水路がございますが、工事期間中借地することは可能でしょうか。	不可です。
110	工事目的物	別紙3	18/38				シールド勾配変化点の縦断曲線は記載されていないように思われますが、受注者が任意に計画するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	工事目的物	別紙3	23/38				平面曲線IP1の位置が縦断勾配変化点となっており、平面線形と縦断曲線が重なっていますが、施工的に可能とお考えでしょうか。	IP1は、立坑の設置を想定した場合の変化点の表示のため、施工可能です。
112		別紙4					既設相模湖系導水管路布設替えについて、川井場内配管検討図にあります不断水で設置する弁の他に、布設替え用に二か所不断水施工が必要となりますでしょうか。	要求水準書第4の2(2)ア及び同別紙4のとおりです。 なお、ご質問文中の「川井場内配管検討図」が貸与資料1中の基本設計図を指している場合、同図面は、要求水準書別紙5の7(6)のとおりです。
113	第三者賠償リスク	別紙6	共通事項	社会リスク	第三者賠償リスク	12)	「上記以外によるもの」とありますが、たとえ「請負人の責めによるもの」ではないことが明らかでも直接の原因は不明の、地上部陥没といった事故等に係る第三者賠償リスクも請負人が負うのでしょうか。	調査の結果、発生した事象が請負人の責めによらないことが明らかであって、不可抗力に該当しない場合は、請負人のリスク負担はありません。
114	第三者賠償リスク	別紙6	共通事項	社会リスク	第三者賠償リスク	12)	「上記以外によるもの」とありますが、契約期間が終わったあとは貴局の提示条件、指図、行為を直接の原因とする第三者賠償リスクも請負人が負うのでしょうか。	契約期間後に事象が発生した場合であっても、当該事象が水道局の提示条件、指図、行為を直接の原因とするものである場合は、水道局がリスクを負担します。

3 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
115	工事用地	別紙6	(設計・施工)	施工段階のリスク	用地リスク	5)	リスク分担表にて「工事目的物の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関すること」は請負人リスクとなっておりますが、工事請負契約約款（設計・施工一括）P4第17条の記載では「発注者は～施工上必要な土地を～確保しなければならない」との記載があります。 資材置き場、仮設道路等は、第17条の「工事用地その他設計図書において定められた施工上必要な土地」には該当しないのご認識でしょうか。（発注者・請負人何れのリスクと捉えるのが正しいでしょうか。）	工事請負契約約款（設計・施工一括）第17条第1項に規定する「工事用地等」の確保義務において、「工事用地」とは工事目的物が建設される場所そのものを意味し、「その他設計図書において定められた施工上必要な用地」とは、発注者が提供すべきことを明示した工事用道路の用地、機械プラントの用地、資機材置き場等を意味し、両者を総じて「工事用地等」と定義します。したがって、要求水準書第2の3に示す工事用地（約款上の「工事用地等」に相当）は、水道局に確保義務が課されますが、その他の用地の確保は、請負人のリスクです。
116	工事用地	別紙6	(設計・施工)	施工段階のリスク	用地リスク	6)	トンネル部分も含め、要求水準書及び土壌汚染、地下埋設物、地盤条件等に関する参考資料によっても、基準値を超えるヒ素を含む建設汚泥の発生が把握・想定不可能な場合は、水道局殿のリスク負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	体制表	別紙7					別紙業務体制図について、設計部門に技術者の記載がありますが、技術者のうち（建築）、（測量）、（地質調査）の職制を実施するものは設計企業に所属していなくても良い（建設JV企業から選出）と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	別紙9	別紙9	1	1			適用で、レのついている項目については、「横浜グリーン購入の推進に関する基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める基準を満たすものを使用又は構築することとする。レのついている項目が無いということは、対象のものはないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第5の3(1)表5-2欄外※2のとおりです。
119	川合場内連絡配管検討図(1)	貸与資料1	図番49				図面の一点鎖線は土留位置を表しているのでしょうか。また土留については任意仮設なのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、要求水準書第4の1(2)アのとおりです。 なお、貸与資料の取扱いは、要求水準書別紙5の7(6)のとおりです。

4 工事請負契約約款（設計・施工一括）及び特約条項に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
1	用語の定義	1	第1条	2	(2)		『「設計図書」とは、別冊の設計書（入札公告時に示す工事費内訳書をいう。以下に同じ）、発注仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書並びに設計成果物をいう。』とありますが、要求水準書の用語の定義では発注仕様書の部分が要求水準書となっています。発注仕様書とは要求水準書のことでしょうか。別の書類であればご提示下さい。	相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の契約に関する特約条項第2条のとおりです。
2	用語の定義	1	第1条	2	(3)		『「設計図書（設計成果物を除く）」とは、別冊の設計書、発注仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。』とありますが、要求水準書の用語の定義では発注仕様書の部分が要求水準書となっています。発注仕様書とは要求水準書のことでしょうか。別の書類であればご提示下さい。	No.1の回答のとおりです。
3	監督員	3	第10条	4			「緊急を要する場合は監督員の指示又は承諾は書面によらないことができる」とありますが、その場合の指示又は承諾の担保方法をご教示下さい。	事由発生から5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、書面を交付します。

5 設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
1	技術資料	7	14	(1)	カ		別紙1から別紙3で指定された用紙のサイズとありますが、技術資料の第1号様式から第III号様式の縦横幅、文字間隔を変更することは可能か、もしくは一切の変更は不可かどうかをご教示ください。	第1号様式から第III号様式のサイズの変更は認めません。 なお、本文は、文字のポイントは10.5以上としますが、それ以外（フォント、文字間隔、色、強調及び段組み等）の変更は可能です。
2	技術資料	7	14	(1)	カ		別紙1から別紙3で指定された用紙でA3横片面について、紙面中心で分割しA4縦片面が左右2枚の記載方法に変更してもよろしいでしょうか。	既載の枠線の修正は認めません。ただし、既載の枠線内で、任意に分割することは認めます。
3	αの値	8	14	(2)			価格評価点算出に使用するαの値は、0.75～0.85の範囲内で定めるとしていますが、設定するにあたっての考え方をご教示ください。	入札説明書第7項第2号イのとおり、実施要領書のうち、技術資料の作成に関するもの以外の質問には回答できません。
4	プレゼン資料の作成方法	8	15	(1)			プレゼンの必要事項の通知時期につきまして、ご教示願います。	プレゼンテーション・ヒアリングの時間及び場所等の必要事項は、令和3年2月上旬に通知します。
5	プレゼンテーション・ヒアリング	8	15	(1)			プレゼンテーション・ヒアリング資料は、提出した技術資料で実施するのでしょうか。もしくはパワーポイント等別途資料を作成して実施するのでしょうか。	入札者が提出した技術資料の印刷物及び電子データを基に実施することを想定しています。詳細は、実施要領書第15項第1項のとおり、入札者に別途通知します。
6	プレゼン資料の作成方法	9	15	(6)			プレゼン参加人員につきまして、本工事の配置予定者の中から選出する人員の内、技術者及び人数は任意ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、人員の上限は5名とします。
7	技術資料等の作成方法	9	18				技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないとありますが、契約約款第19条に該当する場合は変更対象になると考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	技術資料等の作成方法	別紙1				②	「会社名…等、入札者を特定できる表現は不可」とありますが、提案の裏付け・エビデンスとなる工事実績や特許番号、地域貢献の内容などを記載したいと考えていますが、よろしいでしょうか。	提案者の特定に繋がる事項を記載した場合、当該箇所を黒塗りした状態で評価されます。
9	技術資料等の様式について	別紙1				②	第1号様式から第III号様式の外枠を拡げることは可能でしょうか。	No.2の前段の回答のとおりです。
10	技術資料等の様式について	別紙1				②	第1号様式から第III号様式の余白を狭くすることは可能でしょうか。	No.2の前段の回答のとおりです。
11	技術資料等の様式について	別紙1				②	第1号様式から第III号様式の行間、文字間は固定でしょうか。	No.1の後段の回答のとおりです。
12	「補足説明資料枠」の移動	別紙1				②	第1号様式から第III号様式の補足説明資料用紙の枠内に「補足説明資料」の文字があるが、枠外へ移動することは可能でしょうか。	当該文字の移動は認めません。
13	「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当」枠の移動	別紙1				②	第1号様式から第III号様式の補足説明資料用紙の枠内に「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当」の文字があるが、枠外への移動は可能でしょうか。	当該文字の移動は認めません。
14	「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当」のチェック	別紙1				②	第1号様式から第III号様式の補足説明資料用紙の「記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当」とあるが、記載内容において1つでも該当があれば、チェックを入れると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	技術資料等の作成方法	別紙1				③	別紙1の技術資料等一覧③経歴書の参加者の経歴については、本工事に関連するような工事の経歴を記載するのでしょうか。	記入内容は、任意です。
16	実施要領書様式1	別紙1					A3様式について、枠内に収まっていれば、書式は自由と考えてよろしいでしょうか	No.1及びNo.2の回答の前段のとおりです。

5 設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
17	提案対象範囲について	別紙3	I	1			具体的評価項目に『導水管路の耐震性』とありますが、導水管路は連絡管Φ1500も含めた表記なのでしょうか。それとも、導水管Φ2400のみを対象とした表記なのでしょうか。	要求水準書第1の4に示す工事目的物のうち、原水を導水する全ての管路が対象です。
18	技術資料等の作成方法	別紙3	I	1			別紙3のI-1では、施工上のみでなく、設計上の配慮も含まれるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	技術資料等の作成方法	別紙3	I	1			シールド内管路については、材料や継手が規定されておりますので、別紙3のI-1に記載の「導水管路」とは、シールド内管路ではなく、立坑内や地上の接続管路が対象という認識でよろしいでしょうか。	No.17の回答のとおりです。
20	技術提案等の評価項目	別紙3	I	1, 2			評価項目I-1「導水管路の耐震性」、I-2「導水管路の耐久性」に関する提案は、導水管、連絡管、接続管の全てが対象でしょうか。それとも導水管のみが対象でしょうか。	No.17の回答のとおりです。
21	技術資料等の作成方法	別紙3	I	2			別紙3のI-2に記載の「導水管路」の対象は、シールド内管路と縦配管部が対象で、地上配管部は対象外と考えてよろしいでしょうか。	No.17の回答のとおりです。
22	提案を求める内容の範囲	別紙3	I	2			「2導水管路の耐久性」の内容記載欄に書かれた「導水管路の長期耐久性の確保及び向上に資する・・・」の「及び」ののり方によって、「シールド管路の充填と縦配管部の埋戻しに関する材料など」が提案を求める範囲なのか、それとは別に「導水管路自身の長期耐久性の確保」も含まれるのか、二通りの解釈ができますが、どちらを求められているかご教授ください。	評価項目I-2における提案を求める内容は、「導水管路の長期耐久性の確保及び向上」に資する以下の2点です。 ①シールド内管路の充填や縦配管部の埋戻しにおける材料選定、施工方法及び品質管理方法 ②その他の方策
23	提案対象範囲について	別紙3	I	2			具体的評価項目に『導水管路の耐震性』とありますが、導水管路は連絡管Φ1500も含めた表記なのでしょうか。それとも、導水管Φ2400のみを対象とした表記なのでしょうか。	No.17の回答のとおりです。
24	提案を求める内容の範囲	別紙3	II	1			年度予算の制約から、工期短縮の提案における上限はありませんか。	工期短縮の提案の上限はありません。 なお、出来高予定額は、契約締結時に要求水準書第5の1(2)アで規定する出来高予定額に基づいて、水道局と請負人との協議により決定します。
25	技術資料等の作成方法	別紙3	II	1			別紙3のII-1に記載の「効率的な整備（工期短縮）」に「ただし週休2日制とします」とありますが、祝祭日を休日と考える必要がございますか。	第II-1-2号様式に記載する工程は、「工事現場における週休2日制」を前提とします。「工事現場における週休2日制」の定義は、「横浜市週休2日制確保モデル工事実施要領」において、「モデル工事」を「適用工事（発注者指定）」と読み替えて適用する「横浜市週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領」によります。 なお、契約締結後の週休2日制確保の実施は、同要領の運用に準じて、任意です。
26	技術資料等の作成方法	別紙3	II	1			別紙3のII-1に記載の「効率的な整備（工期短縮）」の短縮工程を策定する上で、要求水準書に「施工は設計の全てが完了する前に、全体工程表に示した先行して施工する部分の設計が完了したもから着手できる」とありますが、設計が完了し承認が得られれば、いつから着手してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	提案を求める内容の範囲	別紙3	II	2			提案を求める内容に「①合理的なシールド線形に資する工夫」とあります。新たな占有協議や近接協議が発生しない線形の変更は良いとした線形変更の工夫という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	見積書の作成について	別紙3	III	1			建設汚泥のうち、基準値以上のヒ素の検査方法、検査頻度および検査結果が出るまでの仮置きの方、処理費用については、どのようにお考えでしょうか。	検査方法は、建設発生土受入手続（横浜市港湾局・横浜港埠頭株式会社）に準じてください。 検査頻度は、要求水準書第5の2(3)のとおりです。 基準値以上のヒ素を含む建設汚泥の発生有無は、施工の着手前に地質調査によって明らかにしてください。 建設汚泥の仮置き及び処理費用の考え方は、貸与資料12「発生土処理の考え方（参考）」のとおりです。
29	提案を求める内容	別紙3	III	2	①		「日照阻害対策」とありますが、防音ハウスを設置する場合は仮設設備のため、日影規制の対象外となると考えられます。規制等が適用される準拠すべき法令等があれば、ご教示ください。	水道局が指定する準拠すべき法令等はありません。 周辺環境への配慮を目的に、日照阻害対策を提案してください。
30	技術資料等の作成方法	別紙3	II	2	③		別紙3のII-2③に「地盤変状の抑制に係る影響検討」とあります。影響検討の手法、手順については、他企業構造物管理者との協議事項との記載（要求水準書P27, 第5, 2, (4), ア, (b)）がある中で、影響検討の何に関して要求されているのかご教示願います。	近接する他企業構造物のうち、要求水準書第5の2(4)ア(カ)に示すものについては、水道局及び当該構造物の管理者との協議の上、対象物件に適した手法、手順により実施してください。 技術提案を求める内容は、上記構造物以外の構造物等（地表面を含む。）に影響を及ぼす地盤変状の抑制に係る具体的な方策です。
31	技術資料等の作成方法	別紙3	II	3			別紙3のII-3に記載の「大深度立坑」について、深度〇m以上を指すのかご提示願います。	本工事の評価項目における大深度立坑は、シールド工の発進及び到達立坑をいいます。

5 設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書に関する質問に対する回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
32	技術提案等の評価項目	別紙3	II					評価項目II 確実な施工に関する提案は、導水管、連絡管の両方が対象でしょうか。それとも導水管のみが対象でしょうか。 II-1は、契約期間中の全工程を指します。したがって、全工事目的物が対象です。 II-2は、(S1)シールド内導水管及び(S2)シールド内連絡管を配管するためのシールド工が対象です。 II-3は、シールド工の発進及び到達立坑が対象です。
33	技術資料等の作成方法	別紙3	III	1				別紙3のIII-1に「建設汚泥(基準値以上のヒ素を含む)」とありますが、この場合の基準値とは、どの法律等の判定基準のことでしょうか。 要求水準書第5の3(6)ウのとおりです。
34	提案を求める内容	別紙3	III	2	①			周辺住民への騒音対策について、事前に地元と協議を行った資料あるいは検討結果等があれば、ご提示ください。 騒音対策に関する近隣住民との協議資料はありません。騒音対策に関する検討資料は、貸与資料1をご確認ください。
35	技術資料等の作成方法	別紙3	III	2	②			交通渋滞の抑制方法を検討するにあたり、交通量調査や環境影響調査等の資料がございましたら、提供頂けますか。 入札者の責任において、資料を収集してください。
36	提案を求める内容	別紙3	III	2	④			「周辺住民の理解や関心の向上」とありますが、特に理解と関心を伺いたい施設や対象があれば、ご教示ください。 実施要領書第8項第2号のとおり、評価基準に対する質問には回答できません。
37	技術資料等の作成方法	別紙3	III	2				別紙3のIII-2に記載の「周辺環境への配慮」の対象となる施工ヤード、立坑をご教示願います。 入札者が提案する施工方法に応じて、周辺環境への配慮が必要と考えられる全ての施工ヤード及び立坑が対象です。
38	技術資料等の作成方法	別紙3	III	3				別紙3のIII-3に記載の「市内中小企業」とは、横浜市総合評価落札方式ガイドライン2019年4月版46ページの①・②の条件がそのまま適用されますか。 横浜市総合評価落札方式ガイドライン2020年4月版47ページの定義が適用されます。
39	技術資料等の作成方法	別紙3	III	3				別紙3のIII-3に記載の「市内中小企業への発注」は、作業用の労務のみならず作業用の資材・機械・燃料等の調達や、弁当や作業服クリーニング費等といった日常品の調達までを含めるものでしょうか。 ご理解のとおりです。ただし、水道局が履行を確認できるものに限ります。